

「不登校」公式統計の信頼妥当性の検討

山本宏樹（一橋大学大学院）

ymmthrk@gmail.com

1. 問題意識

公式統計における「不登校」¹⁾出現率には大きな都道府県格差が存在する。たとえば中学校「不登校」全国出現率が2.81%と過去最高を示した2001年度では、最高が大阪府で26人に1人(出現率3.88%)、最低が長崎県で53人に1人(同1.87%)というように、その格差は歴然としている。

都道府県レベルにおける出現率格差が真であれば、不登校は個々人の性格特性の問題であるか否かのレベルを超えて、各地域の社会・文化その他の地域特性によって強く規定された現象として検討を加える必要があるといえよう。ただし、議論をそこへと進めるためには、先に論拠となる「不登校」公式統計の信頼妥当性を問わなければならない。

公式統計がどの程度、不登校の実態をとらえることに成功しているのかに対する疑念は、すでに多くの研究者によって示されてきた²⁾。しかしながら、その実証的検討はいまだなされていないのである。

2. 公式統計をめぐる近年の動向

本稿では1966年度から2004年度までの、47都道府県における中学校理由別長期欠席出現率データ³⁾の推移を追った。結果、近年の動向として以下の2点が挙げられる。

1) 「不登校」生徒の他類型への振り替え

「不登校」を他の長欠下位類型である「病気」「その他」へと振り替える行為が現れている。

振り替え行為の指標となる長欠下位類型内「不登校」占有率の前年度差(下側)について極外値⁴⁾を検出した結果、統計調査開始時から98年度までは検出されず、99年度以降に4件(3地域)が集中して検出された。極外値変動が偶発的に生起する確率は極めて低く、また当該地域の地域性が急変することも現実的に考えにくいことから、当該地域においては長欠下位類型の分類基準が改定されたことが示唆される。

これら3地域(鳥取県・兵庫県・滋賀県)についてその動向を仔細に追った結果、99年度の兵庫県では「その他」が前年度比5.25倍、2000,03年度の鳥取県⁵⁾では「その他」が同1.85倍、03年度の滋賀県では「病気」が同2.09倍となっていること等が明らかとなった。これらの事例は公式統計の信頼妥当性について直ちに疑問を投げかけるも

のである。

2) 「不登校」現象の地域特殊化

前節で述べた問題は一部の地域のみにとどまるものではない。本研究では、出現率中央値、四分位変動係数ならびにスピアマン順位相関係数を用いて、長欠下位類型出現率の全国的傾向を判断した。結果、出現率中央値ならびに四分位変動係数の推移から、「不登校」では出現率の上昇とともに四分位変動係数が縮小している一方、「病気」「その他」では出現率と四分位変動係数がともに上昇していること、つまり「不登校」の出現率が全国的に均質化している一方で、他の類型で格差が広がっていることが明らかとなった。

本稿では、この動向の解釈のためにスピアマン順位相関係数の年次推移を用いる。相関係数の推移からは、統計調査開始時よりほぼ一貫して「病気」「その他」と「不登校」との間でトレードオフの関係性が強まっていることが読みとれ、「不登校」が「病気」あるいは「その他」へと振り返られている実態を間接的に示すものとして解釈することができる。

またこの推移からは同時に、98年度に「学校ざらい」が「不登校」へと名称および定義変更されたことを受けて、「不登校」「その他」間の負の混同が解消された一方、「不登校」「病気」間の負の混同は現在まで継続していることも明らかである。これは分類基準の改定が統計数値に与える影響の大きさを表すものと言えよう。

3. 公式統計の信頼妥当性

結論すれば、これらのデータから不登校現象の地域特殊化が真であり、その格差が都道府県の社会文化的特性や地方自治体の努力の程度によるものであるとの結論を引き出すことはできない⁶⁾。むしろ、統計上の格差は、各地域における不登校観・定義等に由来するものである可能性が高い。

それゆえに、「不登校」統計をはじめとする長欠下位統計の使用には細心の注意を払う必要がある。近年、「不登校」統計は地域特性を表すものとしても、全国的傾向を表すものとしても、信頼妥当性を相当に減じてきていると言わざるをえず、「不登校」統計に全面的に依拠した議論は根本から足をすくわれる可能性がある。

4. 信頼妥当性低下の要因

なぜ「不登校」公式統計の信頼妥当性が低下したのか。本稿では社会状況の変容と統計上の脆弱性という2つの観点から論じたい。

まず、「不登校」統計をめぐる社会状況の変容について以下の2点を挙げる。①不登校現象の一般化、ならびに92年度の「異常→誰にでも起こりうる」という公式見解の軟化、98年度の「学校ざらゐ→不登校」の名称・定義変更によって都道府県間の不登校に関するコンセンサスが低下し、定義の自由度が増したこと⁷⁾。②92年度を転機とする不登校問題への学校側の積極性の高まりと、90年代後半以降の地方自治体における「不登校半減政策」等の評価方法の導入によって、「不登校」を減少させるインセンティブが強まっていること、の2点である。

また、学校基本調査には当初から、長欠下位類型の分類基準が明確でないという脆弱性が存在しており、それが上記の社会状況の変容にともなって機能しはじめたという点も重要であろう。実際の学校基本調査の集計過程においては、独自に詳細な分類基準を設定している地域⁸⁾や、学級担任に分類を一任している地域など、分類手続きが一律ではなく、これが擬似的な地域格差を生じさせる要因となっている。また、さらに言えば、独自の分類基準を採用している地域では基準の改定によって、分類基準を設けていない地域では「分類のやり直し」を行うことによって、長欠下位類型間の割合を容易に変化させることが可能なのである。

5. 本研究からの示唆

今後、不登校現象の実態把握について根本的な信頼妥当性を確保するために、本研究から得られた示唆を2点提出したい。

第一に、政策的課題として問題を考えるならば、学校基本調査における制度的脆弱性に対処する必要がある。その場合には「不登校」の定義を厳密化することでグレイゾーンの幅を狭めるとともに、統計への操作的介入に対する予防線を張ることが求められる。分類の際、最終的に担当者の主観に依存せざるをえない以上、分類の揺れを完全に排除することはできないとしても、揺れを最小限に抑えることで、公式統計の機能は果たされるだろう。

第二に、不登校現象の論評上の課題に即して言えば、保坂（2000）と同様、不登校現象の実態を近似的に示す指標として、長期欠席出現率の使用（あるいは併用）を薦める。長期欠席出現率は年間50日ないし30日以上欠席した生徒すべてをカウントしたものであるため客観性を（完全ではないものの）確保することができる。のみならず、長期欠席出現率の使用は積極的な利点を備えている。つ

まり、長期欠席を不登校現象と近似し、長欠下位類型間の差異を現象の表層的多面性としてとらえるならば、下位類型間の差異のみならず、それらの連続性および共通因があらためて議論の俎上に載せられることとなる。それは統計的信頼妥当性の問題を超えて、現象の把握に対し有益となるだろう⁹⁾。

文献

- 保坂亨 2000『学校を欠席する子どもたち 一長期欠席・不登校から学校教育を考える一』東京大学出版会
加野芳正 2001「不登校問題の社会学に向けて」『教育社会学研究 第68集』東洋館出版 5-23頁
森田洋司 1991『「不登校」現象の社会学』学文社
桜井迪朗 1988「中学生長期欠席の急増に係る社会・経済的指標の時間的推移および地域差による検討」『小児保健研究』第47巻第6号 637-644頁
滝川一廣・門眞一郎・高岡健 1998『不登校を解く 一三人の精神科医からの提案一』ミネルヴァ書房
Tukey John W. 1977 *Exploratory Data Analysis* Addison-Wesley Publishing Company

¹⁾ 本報告では統計上の分類に鍵括弧を付すことで現象と区別する。

²⁾ たとえば、桜井（1988）森田（1991）、門・高岡・滝川（1998）、保坂（2000）、加野（2001）など。

³⁾ ただし、長欠下位類型のうち「経済的理由」は、非常に少数であり、統計的意味を持たないため分析対象から外している。

⁴⁾ ここで極外値はTukey（1977）の定義に拠っているが、これはあくまでも便宜的に従ったものにすぎず、今回判定を受けなかった地域においては振り替えが起こっていないということを意味するものではない。長欠統計における極外値判定基準をどのように設定するかは今後検討されるべき課題である。

⁵⁾ このうち2000年度の鳥取県については、教育委員会によって統計分類への介入があったことが報道されている。（「分類変更したら不登校減った 鳥取市教委」朝日新聞2001年4月16日付朝刊）ただし、これらの地域における不登校占有率低下については、98年度の「学校ざらゐ→不登校」名称変更にともなった「不登校」急増に対する揺り戻しの側面もあり、直ちに断罪されるべきものではない。重要なことは、これらの事例が定義の曖昧性による現場の混乱状況を物語っているという点である。

⁶⁾ ただし、出現率の都道府県格差は長期欠席においても確認されており、検討を要する論点である点に変わりはない。

⁷⁾ これらの影響は長期欠席と「不登校」の出現率相関の推移に強く表れている。

⁸⁾ 学校基本調査の実施にあたって、文部科学省の配布する「調査の手引き」の他に、県教委が独自により詳細な分類基準を挟み込んでいる実態が、保坂（2000）によって明らかにされている。

⁹⁾ なお、上記の2種の示唆の志向性の相違は、突き詰めれば不登校の定義問題へと帰着するが、それは本報告の射程を大幅に超えており今後の課題としたい。